

東京土建一般労働組合規約

第一章 総則

第1条 この組合は、東京土建一般労働組合と呼び、本部事務所を東京都渋谷区代々木2丁目18番4号におき法人とする。

第2条 この組合は、建設産業に従事し、主として東京都内に居住する労働者をもって組織する。

第3条 この組合の組合員は、組合のすべての問題に参与する権利および均等の取り扱いを受ける権利を有し、何人もいかなる場合においても、人種、性別、門地または身分等により組合員たる資格を奪われることなく、どの宗教を信仰しても、どの政党を支持してもよい。

第4条 組合は、組合員の要求や意見を正しく反映させ組合員が自主的積極的に活動するように努める。

組合員の少数意見は尊重されるが、少数は多数にしたがい、また各々の機関で決定されたもののうち抵触する部分がうまれたときは上部機関の決定を優先することによつて単一組織としての機能を高め、団結の力をいっそう強めるよう努める。

第二章 目的と事業

第5条 この組合は、組合員の固い団結と意志のもとに民主的な組織の力によって労働者の基本的人権を守り経済的、社会的、政治的地位の向上をはかることを目的とし、その目的達成のためにつぎのことをおこなう。

- 一、建設労働者の雇用の安定、仕事確保、労働条件改善のための活動。
- 二、職業安定法に基づく労働者供給事業を行う。
- 三、建設労働者とその家族の生命と健康を守り、失業・災害・疾病・老後などに

たいする完全な社会保障制度を確立するための活動。また、これを補完するため相互扶助による共済事業をすすめる。

- 四、大資本の支配とその政策に反対し、建設産業の民主化、国民要求にもとづく住宅建設、国民本位の国づくり、都市づくりを実現するための活動。
- 五、建設労働者の技術、技能、教養、文化を向上させるための活動。
- 六、同目的をもつ他団体との協力、提携のための活動。
- 七、その他目的達成に必要な活動。

第三章 組合員

第6条 この組合には、第2条による労働者で規約を承認したものは誰でも加入できる。また、書記も書記局在籍中に限り加入することができるが、退職時に脱退もしくは除籍する。

第7条 この組合に加入するときは、加入申込書に加入金と組合費をそえて申込み、本部に登録されたときから組合員となる。

第8条 組合員は、規約にもとづいてつぎの権利をもつ。

- 一、役員に選挙され、または役員を選挙することができる。
- 一、組合のすべての会議に出席して発言することができる。
- 一、組合の役員の行動をすべての会議で批判することができる。

第9条 組合員は、目的達成のためにつぎの義務をもつ。

- 一、組合費は毎月かならず納めなければならない。
- 一、規約を守り、機関の決定にしたがい、決められた会議に出席しなければならない

ない。

一、組合員としての道義を守り、組合員相互の信頼の確立と組合の拡大強化のために努力しなければならない。

第10条 同盟罷業(ストライキ)は、組合員の直接無記名投票で過半数の同意がなければ決められない。

第11条 組合から脱退しようとするものは、その旨を届けなければならない。但し、正当なる理由なく組合費を二カ月滞納したときは脱退したものとして扱う。また、規約第2条および組合が規定する加入資格を満たさないものは、除籍することができる。

第四章 組 織

第12条 この組合は、つぎの組織をもつ。

一、本部 二、支部 三、分会 四、群
本部の下に行政区を基礎に支部を置き、支部の下に地域を基礎に分会を置き、分会の下に居住地を基礎に群を置く。

群は、組合の基礎組織で、組合員はすべて群に所属する。

第13条 この組合の支部、分会、群は、第4条の規定にもとづいて運営し、方針の具体化と地域活動をおこなう。

第五章 機 関

第一節 本 部

第14条 この組合の本部につぎの機関を置く。

一、大会 二、中央委員会
三、中央執行委員会

第15条 大会は、組合の最高議決機関で、別に定める大会代議員選挙規定により組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と本部役員で構成し、年1回中央執行委員長が招集する。但し、中央委員会が必要と認めたとき、また、組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。

大会は、代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決め

る。可否同数の場合は議長が決める。

大会運営については、別に定める東京土建本部大会運営規定によるものとする。

つぎの事項は、大会に付議しなければならない。

(1)綱領(2)規約(3)予算決算(4)役員選出(5)運動方針(6)代議員数(7)その他重要事項

第16条 中央委員会は、大会につぐ議決機関で中央委員と本部役員で構成し、大会から大会の間、中央執行委員会が必要と認めたとき、中央委員の3分の1以上の要求があったときは中央執行委員長が招集する。

中央委員は、支部の組合員400名につき1名の割で支部組合員の直接無記名投票で選出する。但し、端数は200名未満は切り捨て、200名以上は1名を加える。

第17条 中央執行委員会は、中央執行委員と常任中央執行委員会の役員で構成し、2カ月に1回以上会議を開き、大会および中央委員会の議決の執行、緊急事項の処理と大会および中央委員会に責を負う。

常任中央執行委員会は、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および常任中央執行委員で構成し、中央執行委員会に責を負い、その機能を高め、議題の整理、緊急事項等の処理をおこなう。

第18条 中央執行委員会のもとに専門部機構としてつぎの部局を置く。

一、専門部

(1)賃金対策部(2)仕事対策部
(3)労働対策部(4)社会保障対策部
(5)組織部(6)財政部(7)教育宣伝部
(8)税金対策部(9)厚生文化部
(10)後継者対策部

専門部は、部長、担当常任中央執行委員、担当中央執行委員、及び支部の担当部長で構成する部会を必要に応じ開き、専門部活動をおこなう。

二、特別委員会、専門委員会

中央執行委員会は必要に応じて特別委員会、専門委員会を置くことができる。

専門委員会と特別委員会は、中央執行委員会が選出する委員によって構成し、必要に応じて委員会を開き、委員会活動をおこなう。

三、青年部

青年組合員を対象に青年部を組織し、組合の方針にもとづいて自主的自発的に青年の活動を発展させる。

四、シニア友の会

65 歳以上の組合員を対象にシニア友の会を組織し、組合の方針にもとづいて自主的自発的に高齢者の活動を発展させる。

五、主婦の会

組合員の主婦を組織し、組合の方針にもとづいて自主的自発的に主婦の活動を発展させる。

六、書記局

- (1) 本・支部書記局は書記長、書記次長、専従役員と書記をもって構成する。専従書記局員は、本・支部執行委員会の諸決定にもとづき、その具体化と準備にあたる。書記局は、主任書記をおき日常業務を処理する。
- (2) 専従書記局員の賃金・労働条件については、中央執行委員会がその向上と改善につとめる。
- (3) 専従書記局員の日常業務、および賃金・労働条件は別に定める専従書記局員規定による。

第二節 支 部

第19条 支部につぎの機関を置く。

- 一、支部大会
- 二、分会代表委員会
- 三、支部執行委員会

第20条 支部大会は、支部の最高議決機関で分会の組合員数に応じて組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と支部役員で構成し、年1回以上支部執行委員長が招集する。

但し、分会代表委員会が必要と認めたとき、または支部組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。

つぎの事項は、支部大会に付議しなければならない。

- (1) 支部予算決算
- (2) 支部役員選出
- (3) 支部運動方針
- (4) その他重要事項

支部大会は、代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決める。可否同数の場合は議長が決める。

代議員数は、支部執行委員会で決める。

代議員は分会総会で選出する。

第21条 分会代表委員会は、支部大会につぐ議決機関で分会組合員数に応じて選出された分会代表委員と支部役員で構成し、支部大会から支部大会の間、支部執行委員会が必要と認めたとき、群長の3分の1以上の要求があったときは支部執行委員長が招集する。分会代表委員数は、支部執行委員会で決める。

第22条 支部執行委員会は、支部執行委員と支部常任執行委員会の役員で構成し、月1回以上会議を開き、本部方針の具体化とその執行ならびに支部大会および分会代表委員会の議決の執行、緊急事項の処理と支部大会および分会代表委員会に対する提案と報告をおこない、支部大会および分会代表委員会に責を負う。

支部常任執行委員会は、支部執行委員長、支部副執行委員長、支部書記長、支部書記次長および支部常任執行委員で構成し、支部執行委員会に責を負い、その機能を高め、議題の整理、緊急事項等の処理をおこなう。

第23条 支部執行委員会のもとに、第18条に準じた部局を置く。

支部専門部は、支部専門部長、担当支部執行委員及び分会専門部長で構成する部会を必要に応じ開き、専門部活動をおこなう。

第三節 分会および群

第24条 分会につぎの機関を置く。

- 一、分会総会
- 二、分会執行委員会

第25条 分会総会は、分会の議決機関で分会役員と分会の組合員で構成し、年1回以上分会長が招集する。

但し、分会の組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。

支部執行委員会の承認のもとに代議員制とすることができる。

つぎの事項は、分会総会に付議しなければならない。

(1) 分会役員選出 (2) 分会運動方針

(3) 分会会計の予算・決算その他の重要事項

第26条 分会執行委員会は、分会役員で構成し、月1回以上会議を開き、本部および支部方針の具体化とその執行ならびに分会総会の決議の執行と群の活動についての指導をおこない、分会総会に責を負う。

分会執行委員会のもとに専門部を置く。

第27条 基礎組織である群は、分会執行委員会の指導のもとに毎月1回以上群の組合員全員で群会議を開き、組合の日常活動を自主的積極的にこなう。

第四節 会 議

第28条 会議は、別に定めがある場合をのぞき、すべて構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席構成員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。議長は、それぞれの会議で選出する。

第六章 役 員

第一節 本 部

第29条 この組合の本部につぎの役員を置く。

- 一、中央執行委員長（1名）
- 一、中央副執行委員長（若干名）
- 一、書記長（1名）
- 一、書記次長（若干名）
- 一、常任中央執行委員（若干名）
- 一、中央執行委員（若干名）
- 一、会計監査（3名）

第30条 中央執行委員長は組合を代表する。

中央副執行委員長は中央執行委員長を助け、中央執行委員長事故あるときはこれを

代理する。

書記長は本・支部の書記局を統轄し日常業務を処理する。

書記次長は書記長を助け、書記長事故あるときはこれを代理する。

常任中央執行委員会は局および専門部長、委員会責任者を互選し、おのおの専門部、委員会を統轄する。

中央執行委員は組合の業務をおこない、専門部、委員会をうけもつ。

会計監査は会計を監査する。

本部役員は大会で、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員の直接無記名投票により選出し、その任期はつぎの大会までとする。但し、再選はかまわない。

第二節 支 部

第31条 支部につぎの役員を置く。

- 一、支部執行委員長（支部長）
- 一、支部副執行委員長（副支部長）
- 一、支部書記長
- 一、支部書記次長
- 一、支部常任執行委員
- 一、支部執行委員
- 一、支部会計監査

第32条 支部執行委員長は支部を代表する。

支部副執行委員長は支部執行委員長を助け、支部執行委員長事故あるときはこれを代理する。

支部書記長は支部書記局を統轄し、日常業務を処理する。

支部書記次長は支部書記長を助け、支部書記長事故あるときはこれを代理する。

支部常任執行委員会で互選された専門部長、委員会責任者は、おのおの専門部、委員会を統轄する。

支部執行委員は支部の業務をおこない、専門部をうけもつ。

支部会計監査は支部会計を監査する。

支部役員は、支部大会で出席構成員の直接無記名投票により選出し、その任期はつぎの支部大会までとする。但し再選はかま

わない。

第三節 分会および群

第 33 条 分会につぎの役員を置く。

- 一、分会長
- 一、副分会長
- 一、分会書記長
- 一、分会専門部長
- 一、分会執行委員
- 一、分会会計監査

第 34 条 分会長は分会を代表する。

副分会長は分会長を助け、分会長事故あるときはこれを代理する。

分会書記長は分会長を助け、分会業務を処理する。分会専門部長はおのこの専門部を統轄する。

分会執行委員は分会の業務をおこない、専門部をうけもつ。

分会会計監査は分会会計を監査する。分会役員は、分会総会で出席構成員の直接無記名投票により選出し、その任期はつぎの総会までとする。但し、再選はかまわない。

第 35 条 群につぎの役員および担当を置く。

- 一、群長
- 一、副群長
- 一、群会計
- 一、その他専門部担当

第 36 条 群長は群を代表する。

副群長は群長を助け、群長事故あるときはこれを代理する。

群会計は組合費等を取りあつかい、群の会計事務をおこなう。

その他専門部担当はおのこの専門部を担当する。

群の役員および担当は、群の組合員の直接無記名投票により選出し、その任期は一年とする。但し、再選はかまわない。

第七章 他団体への加入又は脱退

第 37 条 都段階および全国組織への加入と

脱退は大会で、地域組織への加入と脱退は支部大会で決める。

また、緊急を要する共闘組織等については都段階のものについては中央執行委員会で、地域的なものについては支部執行委員会で決め、中央執行委員会に報告しなければならない。

第 38 条 他団体への役員派遣については各々の執行委員会で決め、大会に報告する。

第八章 表彰および統制

第 39 条 この組合の発展に功労のあったもの、組合員の模範となるものは中央執行委員会の議をへて表彰する。また、支部においてもこの規定に準じ支部執行委員会の議をへて表彰することができる。

第 40 条 組合員が下記行為をした場合は、中央執行委員会は別に定める統制委員会規定による統制委員会の答申を受け、その組合員に対し、除名、権利停止、戒告等の統制処分をする。

- 一 組合の綱領、規約ならびに重要な決議に違反したとき。
 - 二 組合に対し誹謗、中傷等の行為をし、その名誉や信用を毀損したとき。
 - 三 組合員に対する暴行、脅迫、詐欺、組合費などの金銭の横領など、刑事事件に相当する行為をしたとき。
 - 四 組合の分裂を企てたり、組合に混乱をもたらす行為をしたとき。
 - 五 前項の他、いちじるしく統制を乱し、組合に損害を与える行為をしたとき。
- 2 組合員が前項第四号の組合の分裂を企てたりするなど組織問題になる危険性があると判断される場合もしくは統制委員会より統制委員会規定第 10 条による報告があった場合、常任中央執行委員会は規約第 17 条に定める緊急事項として統制委員会の答申を経ずにその組合員および同調者に対し、権利停止、除名等の処分を課することができる。この場合は、直近の中央執行委員会に報告し、その承

認をえなければならない。

第九章 会計および会計監査

- 第 41 条 この組合の経費は、加入金、組合費、寄付金および財政活動でまかなう。
- 第 42 条 この組合の予算決算は、本部は大会の、支部は支部大会の承認を受けなければならない。
- 第 43 条 この組合の会計年度は、本部は 1 月 1 日に始まり 12 月末日に終わる。支部の会計年度は、3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。
- 第 44 条 この組合の加入金は 500 円とし、組合費は支部大会において、本部費は大会において決める。
- 特別の事情あるものについては、組合費を減額することができる。
- 第 45 条 納付済みの加入金、組合費その他の金品は返さない。ただし、前納されたものについてはこのかぎりでない。
- なお、第 11 条に定める滞納した組合費の請求権は組合が有するものとする。
- 第 46 条 この組合の財産管理は、常に本部は中央執行委員会の、支部は支部執行委員会の責任とする。
- 第 47 条 すべての財源および使途、主要な寄付者ならびに現在の経理状況を示す決算報告は、会計監査の監査報告とともに、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも年 1 回組合員に公表する。
- 日常の経理および会計監査については、別に定める会計処理および会計監査規程による。

付 則

- 第 48 条 この規約は、組合の大会で、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員の直接無記名投票による過半数の支持をえて改正することができる。
- この規約は、昭和 52 年 5 月 18 日より実施する。

(一部改正の記録)

- 昭和 54 年 5 月 16 日一部改正(第 32 回大会)
昭和 58 年 5 月 15 日一部改正(第 36 回大会)
昭和 59 年 5 月 15 日一部改正(第 37 回大会)
昭和 60 年 5 月 14 日一部改正(第 38 回大会)
平成 2 年 5 月 13 日一部改正(第 43 回大会)
平成 6 年 5 月 15 日一部改正(第 47 回大会)
平成 7 年 5 月 16 日一部改正(第 48 回大会)
平成 8 年 5 月 14 日一部改正(第 49 回大会)
平成 9 年 5 月 12 日一部改正(第 50 回大会)
平成 12 年 5 月 8 日一部改正(第 53 回大会)
平成 17 年 3 月 14 日一部改正(第 58 回大会)
平成 19 年 3 月 19 日一部改正(第 60 回大会)